

浦安都市計画地区計画の決定（浦安市決定）

都市計画港地区地区計画を次のとおり決定する。

平成 18 年 1 月 13 日浦安告示第 3 号

名 称	港地区地区計画	
位 置	浦安市港の一部	
面 積	約 46.8ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、本市南部に位置し、鉄鋼流通基地としての土地利用目的で千葉県企業庁により埋立造成がなされ、都市基盤整備が完了している地区であり、本市の産業の中核となる工業地区を形成している。</p> <p>そこで、更なる建築物の用途制限による操業環境の悪化の防止や、建築物の敷地面積の最低限度を定めることによる建築物の過密化の防止を図ることで、工業地としての適切な土地利用を誘導し、良好な操業環境を維持し、及び保全することを本地区計画の目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区は、埋立造成時の土地利用計画により鉄鋼流通基地が形成されており、今後もこの土地利用計画を基本に、用途混在による操業環境の悪化の防止を図ることで、良好な工業地とする。
	地区施設の整備の方針	本地区は、埋立造成事業により道路網の配置が行われており、今後もこの地区施設を維持していく。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物の用途の制限や、建築物の敷地面積の最低限度を定めることで、良好な操業環境の維持及び保全を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる用途に供する建築物は、建築し、又は用途を変更して新たにこれらの用途に供してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ホテル又は旅館 (2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ又はダンスホール (3) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (4) 高等学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校 (5) 店舗又は飲食店 (6) 博物館 (7) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外発売場又はゲームセンター (9) 神社、寺院又は教会 (10) 公衆浴場 (11) 診療所 (12) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設 (13) 自動車教習所 (14) 畜舎 (15) カラオケボックス (16) 学習塾、華道教室又は囲碁教室 (17) 保育所 (18) 葬斎場 (19) 集会場
		建築物の敷地の最低限度	660 m ² (ただし、市長がやむを得ないと認めるものは、この限りでない。)

「区域は計画図表示のとおり。」

理由

本地区を鉄鋼流通基地として、適切な土地利用を誘導し、良好な操業環境を維持し、及び保全するため、地区計画を決定する。

